

<p>水産ジャーナリストの会</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>NO. 125</p> <p>Japan Fisheries Journalists' Association</p>	<p>2013年11月29日 水産ジャーナリストの会 =会長：岸 康彦=  事務局：中村 謙一 (横浜市青葉区田奈町 31-27) 090-3342-9116 <a href="mailto:nakamura@ryoushi.jp">nakamura@ryoushi.jp</a></p>
--	--

<研究会レポート>

## 「調査捕鯨を巡る日豪間の国際法廷闘争」

水産庁国際課調査官 諸貫 秀樹氏

豪州政府が日本の調査捕鯨に対し疑似商業捕鯨だとして国際司法裁判所（ICJ）に提訴し、7月に口頭弁論が終わって判決待ちの状況となっている。豪州の主張に対し日本は終始条約上認められた合法的な調査だと反論。ICJに対し「扱うべき問題ではない」として豪州の提訴を却下するよう求めている。（11月21日実施）

この国際法廷闘争は、反捕鯨の立場をとる豪州の労働党が政権を取ったため、選挙公約に基づき平成22年5月に日本の南極海での調査捕鯨が国際捕鯨取締条約（ICRW）に違反しているとして国際司法裁判所（ICJ）に提訴したことから始まった。

### 50名の大代表団

まず、23年5月に豪州が申述書を提出し、24年3月に日本が答弁書を提出して書面手続きが終了した。また、25年2月にNZが第三者の立場としてこの裁判へ参加することが決まった。次いで、今年6月26日から7月16日までハーグのICJで口頭弁論が行われ、豪州⇒日本⇒NZ⇒豪州⇒日本の順で日・豪両国は延べ30時間の陳述を行った。日本は豪州の主張を踏まえつつこれに反論する形で弁論を進め、周囲の情報を収集しながら対応した。

この裁判に日本は総勢50名の代表団を送り込み、外務省から鶴岡公二外務審議官、長嶺安政オランダ大使、水産庁から香川謙二増殖推進部長、森下丈二IWC日本代表（国際水研所長）が出席し、内外の国際法専門家も日本側証人として多数参加した。

## 豪の主張に逐一反論



口頭弁論で豪州側は「南極海での調査捕鯨は科学的研究のための捕鯨ではなく、科学の名を借りた捕鯨のビジネスモデルであって、捕獲した鯨肉を販売して得た資金で次の年に捕鯨を行なうというやり方で無限に継続して捕鯨を行なっている」と主張した。

これに対し日本は、法の支配と科学の重要性に基づき日本の立場の正当性を主張した。その中で特に致命的調査の必要性、サンプル数、第2期南極海調査捕鯨を開始した経緯な

どにつき、具体的なデータや証拠に基づいて豪州の主張を一つずつ潰すように反論した。最終陳述でも国際捕鯨条約の目的と意義は持続可能な捕鯨のための保存と管理であること、調査捕鯨は科学的知識の取得が目的でモラトリアム解除実現のため実施していること、日本は捕鯨条約第8条を守って南極海での調査捕鯨を行なっていること一を主張した。

さらに日本はICJの裁定に当たり、豪州の請求はICJで扱う問題ではなく(管轄権がない)訴えを却下するか、豪州の主張を退けるよう求めた。

### 3月中旬までに判決

ICJでの裁判は今後非公開で行われ、まず裁判長が事前協議を招集し、裁判所による議論、決定が必要な事項の概要をまとめ、判事は見解を整理した草稿を準備し、この草稿は判事全員に配布する。判事は現在15名だが日本の小和田判事が含まれているので豪州の判事が1名加わり16名の判事で審議する。

各判事の意見を踏まえ、無記名投票で草稿委員を選出する。草稿委員は原則として多数派の意見を有する判事2名と意見が少数派に属さない限り裁判長も加わって草稿委員会を構成する。草稿委員会では判決文の草稿を策定し、記述の誤りを修正して2度の朗読を行ない、判決文が妥当か判断し、2度目の朗読を行なって多数決で判決文を採択したあと最終採決となる。判事が16名となったので、採決が同数の場合は裁判長の決定に従うことになる。

判決についてはこれまでの例から口頭弁論後4～8ヵ月程度かかるものとみられ、早ければ年内もあり得るが、遅くとも来年3月中旬までには判決が出るものと思っている。どういう判決内容になるか微妙だが、どちらかが一方的に勝つことにはならない気がする。

## 13年度「年度賞」の推薦のお願い

少々遅くなって恐縮ですが、1月の総会に向け年度賞の選定を行ないたいと思います。

ついてはこの1年内に「水産業の振興と国民的理解を深める活動」を行なった個人及び法人・団体の中で年度賞に値する案件がございましたらご推薦いただきますようお願い申し上げます。

なお、該当する案件がありましたら、以下によりご連絡下さい。

個人名・団体名：

活動内容：

連絡先 住所：

電話：

メールアドレス：

担当者（法人・団体）

◎送付先（中村宛） メール：[nakamura@ryoushi.jp](mailto:nakamura@ryoushi.jp)

FAX：5545-1618